

第 5 号

○ 議事日程（第5号）

- 1 議案第16号 山ノ内町特別職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 2 議案第17号 山ノ内町立小学校適正規模適正配置等審議会条例の制定について
- 3 議案第18号 山ノ内町社会教育委員設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 4 議案第19号 山ノ内町奥志賀牧場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 5 議案第20号 山ノ内町風致地区内における建築等の規制に関する条例の制定について
- 6 議案第21号 山ノ内町公共物管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 7 議案第22号 山ノ内町公共下水道管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 8 議案第23号 山ノ内町営水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 9 議案第24号 平成26年度山ノ内町一般会計予算
- 10 議案第25号 平成26年度山ノ内町有線放送電話事業特別会計予算
- 11 議案第26号 平成26年度山ノ内町国民健康保険特別会計予算
- 12 議案第27号 平成26年度山ノ内町後期高齢者医療保険特別会計予算
- 13 議案第28号 平成26年度山ノ内町介護保険特別会計予算
- 14 議案第29号 平成26年度山ノ内町公共下水道事業特別会計予算
- 15 議案第30号 平成26年度山ノ内町農業集落排水事業特別会計予算
- 16 議案第31号 平成26年度山ノ内町水道事業会計予算
- 17 議案第32号 平成25年度山ノ内町一般会計補正予算（第6号）
- 18 同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 19 発委第1号 山ノ内町特別職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 20 陳情第3号（平成25年） 集団的自衛権に関する憲法解釈を変更することに反対する陳情
- 21 陳情第1号 耐震診断・耐震改修に関する陳情書
- 22 陳情第2号 最低制限価格の設定に関する陳情書
- 23 陳情第3号 治安維持法犠牲者（家族を含む）に対して国家賠償法制定を求める意見書採択に関する陳情書
- 24 陳情第4号 「特定秘密保護法」の廃止を求める陳情
- 25 陳情第5号 労働者保護ルール改悪反対を求める意見書の採択を求める陳情
- 26 要望第1号 これからの勤労青年教育のあり方に関する要望書
- 27 発委第2号 集団的自衛権に関する憲法解釈を変更しないことを求める意見書の提出

について

28 発委第 3号 「治安維持法犠牲者国家賠償法（仮称）」の制定を求める意見書の提出について

29 総務常任委員会の閉会中の継続調査について

30 社会文教常任委員会の閉会中の継続調査について

31 観光経済常任委員会の閉会中の継続調査について

32 広報常任委員会の閉会中の継続調査について

33 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

○ 本日の会議に付した事件……議事日程に同じ

○ 出席議員次のとおり（16名）

1番	小根澤 弘 君	9番	黒岩 浩一 君
2番	望月 貞明 君	10番	徳竹 栄子 君
3番	西 宗亮 君	11番	湯本市 蔵 君
4番	田中 篤 君	12番	小淵 茂昭 君
5番	布施谷 裕泉 君	13番	山本 一二三 君
6番	高山 祐一 君	14番	小林 克彦 君
7番	高田 佳久 君	15番	渡辺 正男 君
8番	山本 良一 君	16番	児玉 信治 君

○ 欠席議員次のとおり（なし）

○ 職務のため議場に出席した議会事務局職員の職氏名次のとおり

議会事務局長 吉池 寿幸 議事係長 常田 和男

○ 説明のため議場に出席した者の職氏名次のとおり

町 長	竹節 義孝 君	副町長	小林 央 君
教育委員長	小野澤 昭三 君	教育長	佐々木 正明 君
会計管理者	須田 紀弘 君	総務課長	内田 茂実 君
税務課長	成澤 満 君	健康福祉課長	河野 雅男 君
農林課長	生玉 一克 君	観光商工課長	小林 一 君
建設水道課長	渡辺 千春 君	教育次長	大井 良元 君

消 防 課 長 松 橋 修 身 君

(開 議)

(午後 2時00分)

議長(児玉信治君) 本日はご苦労さまです。

ただいまの出席議員数は16名です。したがって、会議の定足数に達しておりますので、本日の会議は成立しました。

本定例会開催に当たり、出席を要請してありました中野代表監査委員から本日の会議を欠席したい旨申し出があり、これを認めたので報告します。

これより本日の会議を開きます。

議長(児玉信治君) 本日の議事日程はお手元に配付してありますとおり、3月17日の議会運営委員会に町側から2件、議会側から15件の追加議案等の提出がありました。

後刻上程しますので、よろしくご審議をお願いします。

1 議案第16号 山ノ内町特別職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定

について

議長(児玉信治君) 議事に入ります。

日程第1 議案第16号 山ノ内町特別職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを上程し、議題とします。

本案につきましては、去る3月7日の本会議において総務常任委員会に審査を付託してありますので、委員長から審査の報告を求めることにします。

田中総務常任委員長、登壇。

(総務常任委員長 田中 篤君登壇)

総務常任委員長(田中 篤君) 総務常任委員会の審査結果をご報告申し上げます。

常 任 委 員 会 審 査 報 告 書

平成26年3月20日

山ノ内町議会議長 児 玉 信 治 様

総務常任委員会

委員長 田 中 篤

1. 委員会開催月日 平成26年3月11日
2. 開催場所 第1委員会室
3. 審査議案

議案第16号 山ノ内町特別職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

(以上1件 平成26年3月7日付託)

当委員会は、上記付託議案について審査の結果、次のとおり決定したので報告します。

4. 経過及び結果

審査区分 議案第16号

原案のとおり可決すべきものと決定

以上が総務常任委員会の審査結果でございます。

内容的には例年出ておりますから皆さんご存じのことだと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（児玉信治君） 委員長報告に対し質疑を求めます。

（発言する者なし）

議長（児玉信治君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（児玉信治君） 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第16号を採決します。

本案に対する総務常任委員長の報告は可決であります。

議案第16号を委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（児玉信治君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第16号 山ノ内町特別職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、総務常任委員長の報告のとおり可決されました。

2 議案第17号 山ノ内町立小学校適正規模適正配置等審議会条例の制定について

3 議案第18号 山ノ内町社会教育委員設置条例の一部を改正する条例の制定について

議長（児玉信治君） 日程第2 議案第17号 山ノ内町立小学校適正規模適正配置等審議会条例の制定について及び日程第3 議案第18号 山ノ内町社会教育委員設置条例の一部を改正する条例の制定についての2議案を一括上程し、議題とします。

ただいまの2議案につきましては、去る3月7日の本会議において社会文教常任委員会に審査を付託してありますので、委員長から審査の報告を求めることにします。

高田社会文教常任委員長、登壇。

（社会文教常任委員長 高田佳久君登壇）

社会文教常任委員長（高田佳久君） それでは、社会文教常任委員会の審査経過をご報告したいと思います。

常 任 委 員 会 審 査 報 告 書

平成26年3月20日

山ノ内町議会議長 児 玉 信 治 様

社会文教常任委員会

1. 委員会開催月日 平成26年3月13日
2. 開催場所 第3・第4委員会室
3. 審査議案

議案第17号 山ノ内町立小学校適正規模適正配置等審議会条例の制定について

議案第18号 山ノ内町社会教育委員設置条例の一部を改正する条例の制定について

(以上2件 平成26年3月7日付託)

当委員会は、上記付託議案について審査の結果、次のとおり決定したので報告します。

4. 経過及び結果

審査区分 議案第17号、議案第18号

いずれも原案のとおり可決すべきものと決定

それでは、審査経過について補足のご説明をいたします。

採決結果ですが、議案第17号、第18号ともに全会一致で可決となりました。

議案第17号の議案審査では、昨年提案され否決となりました小学校統合問題審議会条例との変更点を中心に審査させていただきました。主に3点の変更がございまして、1点目は名称の変更、2点目は第2条に諮問内容の大枠を設けたこと、3点目は組織の追加見直しとなっております。

まず、名称の変更につきましては、統合だけに的を絞らず、山ノ内町の教育ビジョンを含む幅広い議論を促すためとの理由でございました。

諮問内容では、諮問案の有無についての質問に対し、教育委員会の方向性として段階的統合を行い、将来的に1校を含めて小学校の適正配置・規模について幅広い議論を行える諮問内容としていく考えで、現在、諮問案を教育委員会で作成中であり、4月の教育委員会定例会に提出し、検討してもらう予定とのご説明でした。

組織については、人数配分、追加委員の理由、学識経験者の選考、公募委員の選考などについての質問がありました。追加理由では、否決となった小学校統合問題審議会条例の審議内容を踏まえた結果、幅広い議論を促すための学識経験者や女性代表、議会議員枠の追加を行い、総枠を絞り人数調整を行うとの説明でした。

変更点につきましては、特段問題なく、今後の山ノ内町の教育ビジョンを含めて小学校の適正配置適正規模の方向性を慎重に審議するため、審議会条例の設置は妥当と判断し、可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第18号ですが、上位法であります社会教育法の改正がございました。委嘱の基準等の内容を町の条例で詳細に明記することとなったものです。

補足ではございますが、現在5名の社会教育委員さんがいらっしゃいますが、社会教育向上を図るため、条例では10名以内となっておりますので、今後、人数を追加していく方向でも検討しているとのことでした。特段問題もなく、可決すべきものと決定させていただきました。

議案第17号、第18号ともにお認めいただきますよう、よろしくお願いたします。

以上、審査経過及び委員会報告を終わります。

議長（児玉信治君） これより委員長報告に対し、議案ごとに質疑、討論、採決を行います。

議案第17号 山ノ内町立小学校適正規模適正配置等審議会条例の制定について質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（児玉信治君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（児玉信治君） 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第17号を採決します。

本案に対する社会文教常任委員長の報告は可決であります。

議案第17号を委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（児玉信治君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第17号 山ノ内町立小学校適正規模適正配置等審議会条例の制定については、社会文教常任委員長の報告のとおり可決されました。

議案第18号 山ノ内町社会教育委員設置条例の一部を改正する条例の制定について質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（児玉信治君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（児玉信治君） 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第18号を採決します。

本案に対する社会文教常任委員長の報告は可決であります。

議案第18号を委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（児玉信治君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第18号 山ノ内町社会教育委員設置条例の一部を改正する条例の制定については、社会文教常任委員長の報告のとおり可決されました。

4 議案第19号 山ノ内町奥志賀牧場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の

制定について

議長（児玉信治君） 日程第4 議案第19号 山ノ内町奥志賀牧場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを上程し、議題とします。

本案につきましては、去る3月7日の本会議において観光経済常任委員会に審査を付託してありますので、委員長から審査の報告を求めることにします。

山本観光経済常任委員長、登壇。

（観光経済常任委員長 山本良一君登壇）

観光経済常任委員長（山本良一君） それでは、常任委員会の審査結果を報告いたします。

常 任 委 員 会 審 査 報 告 書

平成26年3月20日

山ノ内町議会議長 児 玉 信 治 様

観光経済常任委員会
委員長 山 本 良 一

1. 委員会開催月日 平成26年3月13日
2. 開催場所 第2委員会室
3. 審査議案

議案第19号 山ノ内町奥志賀牧場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

（以上1件 平成26年3月7日付託）

当委員会は、上記付託議案について審査の結果、次のとおり決定したので報告します。

4. 経過及び結果

審査区分 議案第19号

原案のとおり可決すべきものと決定

この内容は、奥志賀高原牧場の頭数が減ってきているという中で、町外からの牛を導入しようということで、今まで高かった町外の牛に関して6カ月以内100円、6カ月以上150円と大幅に値下げして、より活性化を目指す、ということでございますので、よろしくご審議いただきたいと思っております。

議長（児玉信治君） 委員長報告に対し質疑を求めます。

（発言する者なし）

議長（児玉信治君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（児玉信治君） 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第19号を採決します。

本案に対する観光経済常任委員長の報告は可決であります。

議案第19号を委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長(児玉信治君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第19号 山ノ内町奥志賀牧場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定については、観光経済常任委員長の報告のとおり可決されました。

5 議案第20号 山ノ内町風致地区内における建築等の規制に関する条例の制定について

議長(児玉信治君) 日程第5 議案第20号 山ノ内町風致地区内における建築等の規制に関する条例の制定についてを上程し、議題とします。

本案につきましては、去る3月7日の本会議において観光経済常任委員会に審査を付託してありますので、委員長から審査の報告を求めることにします。

山本観光経済常任委員長、登壇。

(観光経済常任委員長 山本良一君登壇)

観光経済常任委員長(山本良一君) 常任委員会の審査報告をいたします。

常 任 委 員 会 審 査 報 告 書

平成26年3月20日

山ノ内町議会議長 児 玉 信 治 様

観光経済常任委員会
委員長 山 本 良 一

1. 委員会開催月日 平成26年3月13日
2. 開催場所 第2委員会室
3. 審査議案

議案第20号 山ノ内町風致地区内における建築等の規制に関する条例の制定について
(以上1件 平成26年3月7日付託)

当委員会は、上記付託議案について審査の結果、次のとおり決定したので報告します。

4. 経過及び結果

審査区分 議案第20号

修正議決すべきものと決定

修正の内容については別紙です。

それでは、別紙を読ませていただきます。

議案第20号 山ノ内町風致地区内における建築等の規制に関する条例に対する修正案
議案第20号 山ノ内町風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を次のとおり修正する。

別表第2の2の項を3の項とし、1の項の次に次のように加える。

2 山ノ内町

文面はちょっとややこしいんですが、県から地方分権一括法の形で山ノ内町に管理が下がっ

てきた。そんな中で、2条の4、許認可に関する例外規定が別表第2にございます。県の条例案その他をそのまま写したもので、国・県が除外対象となっておりましたが、山ノ内町がないのは不適切だという形の委員会意見がございまして、審査の結果、全員の賛成をもちまして修正することにいたしましたので、皆様方のご同意をお願いいたします。

議長（児玉信治君） 委員長報告に対し質疑を求めます。

（発言する者なし）

議長（児玉信治君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（児玉信治君） 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第20号を採決します。

本案に対する観光経済常任委員長の報告は修正であります。

まず、観光経済常任委員長から提出された修正案について、起立により採決します。

本修正案に賛成の方は起立を願います。

（全員起立）

議長（児玉信治君） 起立全員です。

したがって、観光経済常任委員会の修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決をした部分を除く原案について採決します。

お諮りします。修正議決した部分を除いた部分について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（児玉信治君） 異議なしと認めます。

したがって、修正議決した部分を除いた部分は、原案のとおり可決されました。

6 議案第21号 山ノ内町公共物管理条例の一部を改正する条例の制定について

7 議案第22号 山ノ内町公共下水道管理条例の一部を改正する条例の制定について

8 議案第23号 山ノ内町営水道条例の一部を改正する条例の制定について

議長（児玉信治君） 日程第6 議案第21号 山ノ内町公共物管理条例の一部を改正する条例の制定について、日程第7 議案第22号 山ノ内町公共下水道管理条例の一部を改正する条例の制定について及び日程第8 議案第23号 山ノ内町営水道条例の一部を改正する条例の制定について、以上3議案を一括上程し、議題とします。

ただいまの3議案につきましては、去る3月7日の本会議において観光経済常任委員会に審査を付託してありますので、委員長から審査の報告を求めることにします。

山本観光経済常任委員長、登壇。

（観光経済常任委員長 山本良一君登壇）

観光経済常任委員長（山本良一君） これで最後でございますので、静かにお聞き願いたいと思います。

常 任 委 員 会 審 査 報 告 書

平成26年3月20日

山ノ内町議会議長 児玉信治様

観光経済常任委員会
委員長 山本良一

1. 委員会開催月日 平成26年3月13日
2. 開催場所 第2委員会室
3. 審査議案

議案第21号 山ノ内町公共物管理条例の一部を改正する条例の制定について

議案第22号 山ノ内町公共下水道管理条例の一部を改正する条例の制定について

議案第23号 山ノ内町営水道条例の一部を改正する条例の制定について

（以上3件 平成26年3月7日付託）

当委員会は、上記付託議案について審査の結果、次のとおり決定したので報告します。

4. 経過及び結果

審査区分 議案第21号、議案第22号、議案第23号

いずれも原案のとおり可決すべきものと決定

それでは、審査について、内容について若干報告させていただきますが、議案第21号、第22号、第23号、いずれも消費税の変更に伴う関連なんです。第21号に関しては、中部電力の揚水式発電所以外の項の料金、年間の表中、これを1.05から1.08に改めるというもの。それから、議案第22号、第23号は、いずれも消費税1.05から1.08、3%値上げになることに伴います。特に、第23号に関しては、徴収の月が今まで毎月でしたが、これを2カ月一括にするという部分もございまして、徴収については6月から採用ということですので、よろしくご審議いただきたいと思います。

議長（児玉信治君） これより委員長報告に対し、議案ごとに質疑、討論、採決を行います。

議案第21号 山ノ内町公共物管理条例の一部を改正する条例の制定について質疑を行います。

（「なし」と言う声あり）

議長（児玉信治君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」と言う声あり）

議長（児玉信治君） 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第21号を採決します。

本案に対する観光経済常任委員長の報告は可決であります。

議案第21号を委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長(児玉信治君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第21号 山ノ内町公共物管理条例の一部を改正する条例の制定については、観光経済常任委員長の報告のとおり可決されました。

議案第22号 山ノ内町公共下水道管理条例の一部を改正する条例の制定について質疑を行います。

(発言する者なし)

議長(児玉信治君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

(発言する者なし)

議長(児玉信治君) 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第22号を採決します。

本案に対する観光経済常任委員長の報告は可決であります。

議案第22号を委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長(児玉信治君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第22号 山ノ内町公共下水道管理条例の一部を改正する条例の制定については、観光経済常任委員長の報告のとおり可決されました。

議案第23号 山ノ内町営水道条例の一部を改正する条例の制定について質疑を行います。

(発言する者なし)

議長(児玉信治君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

(発言する者なし)

議長(児玉信治君) 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第23号を採決します。

本案に対する観光経済常任委員長の報告は可決であります。

議案第23号を委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長(児玉信治君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第23号 山ノ内町営水道条例の一部を改正する条例の制定については、観光経済常任委員長の報告のとおり可決されました。

-
- 9 議案第24号 平成26年度山ノ内町一般会計予算
 - 10 議案第25号 平成26年度山ノ内町有線放送電話事業特別会計予算
 - 11 議案第26号 平成26年度山ノ内町国民健康保険特別会計予算

- 1 2 議案第 2 7 号 平成 2 6 年度山ノ内町後期高齢者医療保険特別会計予算
- 1 3 議案第 2 8 号 平成 2 6 年度山ノ内町介護保険特別会計予算
- 1 4 議案第 2 9 号 平成 2 6 年度山ノ内町公共下水道事業特別会計予算
- 1 5 議案第 3 0 号 平成 2 6 年度山ノ内町農業集落排水事業特別会計予算
- 1 6 議案第 3 1 号 平成 2 6 年度山ノ内町水道事業会計予算

議長（児玉信治君） 日程第 9 議案第 24 号から日程第 16 議案第 31 号までの 8 議案を一括上程し、議題とします。

議題の朗読を議会事務局長にさせます。

議会事務局長。

（議会事務局長 吉池寿幸君議題を朗読する。）

議長（児玉信治君） ただいまの 8 議案につきましては、去る 3 月 7 日の本会議において山ノ内町議会予算審査特別委員会に審査を付託してありますので、予算審査特別委員長から審査の報告を求めることにします。

小淵予算審査特別委員長、登壇。

（予算審査特別委員長 小淵茂昭君登壇）

予算審査特別委員長（小淵茂昭君） それでは、平成 26 年度予算関係 8 議案の審査結果をご報告申し上げます。

なお、報告書中、4 の審査要領と 5 の経過につきましては報告を省略させていただきますが、提出しました報告書に基づき、会議録への登載をお願いいたします。

山ノ内町議会予算審査特別委員会審査報告書

平成 26 年 3 月 20 日

山ノ内町議会議長 児 玉 信 治 様

山ノ内町議会予算審査特別委員会
委員長 小 淵 茂 昭

- 1. 委員会開催月日 3 月 10 日、11 日、12 日
- 2. 開催場所 役場委員会室
- 3. 審査議案
 - (1) 議案第 24 号 平成 26 年度山ノ内町一般会計予算
 - (2) 議案第 25 号 平成 26 年度山ノ内町有線放送電話事業特別会計予算
 - (3) 議案第 26 号 平成 26 年度山ノ内町国民健康保険特別会計予算
 - (4) 議案第 27 号 平成 26 年度山ノ内町後期高齢者医療保険特別会計予算
 - (5) 議案第 28 号 平成 26 年度山ノ内町介護保険特別会計予算
 - (6) 議案第 29 号 平成 26 年度山ノ内町公共下水道事業特別会計予算
 - (7) 議案第 30 号 平成 26 年度山ノ内町農業集落排水事業特別会計予算
 - (8) 議案第 31 号 平成 26 年度山ノ内町水道事業会計予算

(以上8件 平成26年3月7日付託)

4. 審査要領

審査にあたっては、常任委員会の組織をもって3部会とし、次の担当区分により関係課等の担当者から説明を聴し、十分審査のうえ、部会ごとに意見をまとめ、正副部会長会議、さらに全体会議をもって討論し結論とした。

5. 経過

部会の審査区分

(1) 第1部会 (部会長 田中 篤)

議案第24号 平成26年度山ノ内町一般会計予算のうち総務常任委員会所管に係る費目

議案第25号 平成26年度山ノ内町有線放送電話事業特別会計予算

(2) 第2部会 (部会長 高田佳久)

議案第24号 平成26年度山ノ内町一般会計予算のうち社会文教常任委員会所管に係る費目

議案第26号 平成26年度山ノ内町国民健康保険特別会計予算

議案第27号 平成26年度山ノ内町後期高齢者医療保険特別会計予算

議案第28号 平成26年度山ノ内町介護保険特別会計予算

(3) 第3部会 (部会長 山本良一)

議案第24号 平成26年度山ノ内町一般会計予算のうち観光経済常任委員会所管に係る費目

議案第29号 平成26年度山ノ内町公共下水道事業特別会計予算

議案第30号 平成26年度山ノ内町農業集落排水事業特別会計予算

議案第31号 平成26年度山ノ内町水道事業会計予算

6. 結果

(1) 議案第24号 平成26年度山ノ内町一般会計予算

審査区分 原案のとおり可決すべきものと決定

意見

《総務費》

○第5次総合計画実現に向け、まちづくり重点アクションプランをさらに推進すること。

○収納率向上に向けて、より納付しやすい環境整備を図るとともに、滞納整理機構の活用を含め滞納の減少に努めること。

○災害時の指定避難所施設は、安全確保に万全を期すこと。

《民生費》

○人権尊重社会の確立と、男女共同参画社会の実現に向けて、積極的に推進すること。

○子ども・子育て支援事業計画策定に当たっては、ニーズを把握し、きめ細かな施策に取り組むこと。

○婚活支援策として、民間等の企画・取り組みに対する補助システムを構築すること。

《衛生費》

○ごみ減量のため衛生自治会と連携して、さらに広報活動を推進すること。

○各種健（検）診の受診者拡大につとめ、健康づくりを推進すること。

○北部診療所を含む地域医療体制の充実に向けて一層努力すること。

《農林水産業費》

○真の6次産業構築のために努力すること。

○新規就農者のさらなる増加のため、支援策を講ずること。

○地域農業マスタープランを作成し、実効の上がるように取り組むこと。

《商工費》

○第5次総合計画の数値目標達成に向け努力し、効果が上がるよう今後の施策に活かすこと。

○ユネスコエコパークの推進にあたっては、住民への周知をし理解を得ること。

○案内所機能の充実を図り、有償ボランティアの採用を検討されたい。

《土木費》

○景観計画推進に向け、地域と連携を深めて取り組むこと。

○特定既存耐震不適格建築物耐震化・道路ストック総点検に万全を期すこと。

《消防費》

○危機管理態勢の強化と町民意識の啓発をはかること。

○非常備消防組織の見直しをはかること。

○地域防災力向上のため、自主防災組織の育成強化をはかること。

《教育費》

○社会体育施設について、検討委員会を設立し整備計画を検討すること。

○志賀高原ロマン美術館のあり方について、周辺整備を含め抜本的に検討すること。

(2) 議案第25号 平成26年度山ノ内町有線放送電話事業特別会計予算

審査区分 原案のとおり可決すべきものと決定

意見

○今後の情報システムとしての事業のあり方を早急に検討すること。

(3) 議案第26号 平成26年度山ノ内町国民健康保険特別会計予算

審査区分 原案のとおり可決すべきものと決定

意見（事業勘定）

○保険税の収納率向上にさらにつとめるとともに、国保会計の健全化・安定化をはかること。

○特定健康診査については、受診率の目標値達成に向けて努力すること。

(4) 議案第27号 平成26年度山ノ内町後期高齢者医療保険特別会計予算

審査区分 原案のとおり可決すべきものと決定

(5) 議案第28号 平成26年度山ノ内町介護保険特別会計予算

審査区分 原案のとおり可決すべきものと決定

意見

○介護予防を充実させるとともに、利用者の希望や状況を把握し、適切なサービス提供に万全を期すこと。

○介護保険支払準備基金は、適正な活用につとめること。

(6) 議案第29号 平成26年度山ノ内町公共下水道事業特別会計予算

審査区分 原案のとおり可決すべきものと決定

意見

○加入率・接続率の向上をさらにはかり、特に補助を受けた合併浄化槽設置者には早期に接続を求めること。

○使用料及び分担金の滞納解消につとめること。

(7) 議案第30号 平成26年度山ノ内町農業集落排水事業特別会計予算

審査区分 原案のとおり可決すべきものと決定

意見

○接続率の向上をはかり、特に補助を受けた合併浄化槽設置者には早期に接続を求めると。

(8) 議案第31号 平成26年度山ノ内町水道事業会計予算

審査区分 原案のとおり可決すべきものと決定

意見

○浄水場基本設計については、住民の意見・要望を反映させて、適切に進めること。

○新会計基準への対応に万全を期されたい。

総括意見

政府は平成26年度の国家予算を96兆8,823億円の過去最大の大型予算を編成した。『経済の好循環』なくして、デフレ脱却はないとの方針で、引き続き景気回復を最優先課題とし、平成25年は四半期連続でのプラス成長や有効求人倍率1.0倍を挙げ景気の上向きを強調している。しかし、3年が過ぎた現在でも東日本大震災の復興は、依然として『進んでいない』と77%の人々が感じており、原発問題も含めて復興への道のりはまだまだ遠い現況にある。本年4月から消費税が8%に引き上げられ、地方ではその影響や変化など不透明感は否めない。

山ノ内町の経済状態も依然として厳しさがあり、明るい兆しがなかなか感じ取れない。基幹産業である観光業は、年間入込客数が目標数値を大きく下回り、事業の縮小や廃業が続いている状況下にある。農業関係では、後継者、担い手不足、遊休農地の増加に加え、たび重なる集中豪雨や豪雪による被害の拡大など、今後の生産に暗い影を落としている。

このような状況下で編成された平成26年度一般会計予算の総額は、66億3,200万円で前年度に

比べて6億5,500万円(11.0%)の増となっているが、主には農業振興事業への補助額がウェートを占めている。

歳入では、構成比26.9%を占める町税17億8,112万円は、前年度に比べて2,563万円(1.4%)の減であり、景気の不安定さや土地価格の下落傾向が影響している。中でも観光客数の目安となる入湯税は1,000万円(13.0%)減とあるが、町内景気の不安材料にならないか危惧している。主たる収入となった地方交付税は、構成比29.1%で19億3,000万円と前年度同額を見込んでいる。地方消費税交付金は、増税分を5,440万円とし、構成比2.8%で1億8,240万円を見込んでおり、一般財源の増収として期待できる。町税や基金残高の減少は、町財源の希薄感があり、厳しい財政状況であると言わざるを得ない。さらに、税の公平性維持からも税収確保と収納には一層の努力が必要であると考えます。

歳出では、観光振興でユネスコエコパーク全国サミット開催経費や北陸新幹線金沢延伸開業、善光寺御開帳に係る誘客宣伝経費を新たに計上し、志賀高原ロングライドイベントなどに拡充予算が計上されている。観光立町としての取り組みに大いに期待したい。

農林業関係では、農協果実共撰所整備などを新たに計上したほか、青年就農給付金事業ほか拡充され、手厚い予算となっている。「いのちを守る森」づくり事業などは、継続的な事業展開となるよう望みたい。

子育て支援・教育関係では、よませ保育園の大規模改修や2小学校の体育館天井の耐震改修工事、中学校の体育館大規模修繕設計費及び特別支援教育指導員の増員経費などが拡充予算として計上されている。改修については、現状を把握し、適正に対処されたい。

その他、当町への移住促進に向けて空き家改修補助金、道の駅への急速充電設備設置や大型宿泊施設耐震診断義務化に伴う診断の補助が新たに計上されたほか、安全な町づくりとしての町道改良や橋梁長寿命化などが拡充予算化されている。活力ある町づくりが確実に実行されるよう願いたい。

まちづくりの基本理念である『住む人、訪れる人に温もりのある郷土』の実現に向けて、第5次総合計画の前期基本計画後半に入り、重点アクションプランの事業展開に向けた多くの予算が計上されているが、行財政改革を進めながら一層効果が上がる執行を期待するところである。

以上、平成26年度山ノ内町議会予算審査特別委員会の審査報告であります。

議長(児玉信治君) ただいま予算審査特別委員長の報告で、審査要領及び経過等省略されました箇所につきましては、特別委員長の要望どおり会議録に登載するよう配慮します。

これより予算審査特別委員長からの報告のありました8議案に対し一括質疑を行います。

(発言する者なし)

議長(児玉信治君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより議案ごとに討論、採決を行います。

議案第24号 平成26年度山ノ内町一般会計予算について討論を行います。

初めに、予算審査特別委員長の報告に対し、反対者の発言を許します。
ありませんか。

(発言する者なし)

議長(児玉信治君) それでは、予算審査特別委員長の報告に対し、賛成者の発言を許します。

11番 湯本市蔵君、登壇。

(11番 湯本市蔵君登壇)

11番(湯本市蔵君) 議案第24号 平成26年度山ノ内町一般会計予算について、日本共産党町議団を代表して、賛成の立場で討論いたします。

予算とは、町の1年間の収入と支出の見積もりであるとともに、住民にどれほどの負担を義務づけるか、どんな行政サービスを行って福祉の向上に努めるかの約束であり、編成権限は長にのみ専属し、議決権は議会のみが有しております。予算は議決なくして確定せず、執行できません。

そうした意味を十分承知の上で、当議員団は従来、歴代政権のアメリカ言いなり、大企業本位の国予算と町予算案の問題点を指摘し、平成22年度を除き、反対してまいりました。

平成26年度国家予算は、昨年12月24日閣議決定され、2月28日衆議院で可決、本日、参議院で採決される予定と報道されております。予算案は、暮らし犠牲に大企業へのばらまきと軍拡推進、安倍内閣の暴走を象徴するものであり、日本共産党は予算の組み替えを提案し反対しました。

町予算案には、国・県に縛られた反対すべき事項、問題点がある一方、賛成できる示唆も多く、諸般の状況を検討し、今年度町予算に賛成することとしました。

それでは、詳細について若干述べます。

平成26年度国家予算案は総額95兆8,823億円、史上最高規模です。特徴は、消費税率を3%引き上げ8%にすることにより、年間8兆円にもなる増税を国民に押しつけ、暮らしと経済に深刻な事態をもたらすことです。労働者の平均年収は、平成9年の446万円をピークに減り続け、16年間で69万円も減っております。

こうした中で、消費税負担額は低所得者世帯ほど重くなります。被害を受ける低所得者への対策は、住民税非課税世帯に1人1万円を支給し、そのうち基礎年金の受給者などに5,000円を加算する臨時福祉給付金や、児童手当の支給対象者に対象児童1人当たり1万円の子育て世帯に対する臨時特例給付金が本人の申請で支給されますが、いずれも1回限りの措置で、負担増は解消されません。

社会保障を初め生活向け予算は削減、地方交付税も大幅減額です。大企業には、復興特別法人税の1年前倒し廃止など減税や大型開発のばらまき、原発再稼働に向け原発予算の維持拡大、戦争する国に向け軍拡推進、財政再建の見通しが立たずの予算となっております。

消費税頼りでは財政危機は打開できないことは、消費税が創設されてから2014年度までの26年間の消費税収は地方分も含め282兆円、一方、法人税の減収額は地方も含め25年間で255兆円

になっており、消費税は法人税の穴埋めに消えてしまった計算です。

2014年度地方財政計画はどうなっているかということですが、これについては省略をさせていただきます。ただ、特別会計に関することで若干、国保、後期高齢者医療についての件だけ報告したいと思います。

国保などの保険料では、賦課限度額が国保で4万円、これは後期高齢者支援が2万円、介護納付金で2万円、後期高齢者医療で2万円引き上げられます。一方、低所得者保険料の軽減拡充として、5割軽減と2割軽減の対象者を拡大し、国保で400万人程度、後期医療で110万人程度ふえます。

また、2015年度からは、こうした軽減対象者に応じた保険料に対する財政支援の拡充も行われます。新たに2割軽減を補助対象に加え、7割・5割・2割軽減の補助率もそれぞれ引き上げられ、低所得者が多い保険者の財政基盤をさらに強化するとしているということでもあります。

さて、当町の26年度予算案について申し上げますと、歳入歳出予算総額は66億3,200万円。歳入の主なもののうち町税は、給与所得の減少、観光・農業の低迷、土地価格の下落等により、復興増税分を加味しても前年度より2,563万円ほどの減の17億8,112万円。地方交付税は、前年と同額の見込みで19億3,000万円、国庫支出金は国から3億5,270万円、県支出金ということで県から6億5,798万円、町債が9億1,020万円と、財源不足を基金繰入金3億3,109万円で補うものとなっております。

歳出を目的、性質別で見えますと、人件費が12億8,510万円、補助費等が11億2,979万円、これに物件費、維持補修費、扶助費を加えた消費的経費は40億1,112万円、これは町税と地方交付税の合計額37億1,112万円を3億円上回っているということでもあります。

次に、繰出金9億7,623万円、公債費5億9,334万円等で、町民要望の道路改良などに応える投資的経費は10億1,386万円で、昨年より3倍となっていることが特徴となっております。

歳出では、実施計画に基づき、町民要望の事業が予算化されております。経常的・継続的なものは省略しますが、「いのちを守る森」づくり事業、ユネスコエコパーク推進事業、ウインターイベント等、新規事業は継続発展するようぜひ取り組んでいただきたいと思います。

今予算の目玉とっておりますリンゴ共撰所整備に対する補助金3億5,050万円は、町が2,000万円上乗せしたものであります。リンゴ部会統合から4年目、懸案の選果機更新、2共撰所体制移行の実現であり、地域産業の維持発展のための大事業であります。部会役員を務めた立場から、予算化には感謝を申し上げます。

南・西小学校体育館天井耐震改修工事等施設工事、橋梁長寿命化、道路ストック総点検、空き家改修補助金、耐震対策事業等、評価する事業は多くあるわけであり、厳しい産業経済の支援のため、制度資金保証料、利子補給金等の充実、また、観光振興の諸施策、新企画事業は成果が上がるよう期待いたします。

平和親善大使派遣の継続は評価するとともに、平和観音の50周年に当たるため、さらなる展開を期待しております。

また、小学校の統廃合問題について、小学校適正規模適正配置等審議会が設置され、検討されることになったことは結構で、民主的に検討され、よい方向が出ることを期待しております。

さて、賛成するから全てよしというわけではございません。従来から是々非々の立場を表明してきましたが、今後も基本は変わらず、その立場で幾つか申し上げたいと思います。

まず、マイナンバーシステム構築については、これは税と社会保障の個人情報を一括管理し、徴税強化、給付抑制を狙うとともに、権力による国民監視やプライバシー漏えいなどが危惧されるものであります。党はこれに反対をいたしました。情報管理のあり方、チェック方法が検討される必要があるというふうと考えております。

また、道路の新設改良は、施工箇所数、金額ともに最近少なくなってきております。要望が多い中、採択の基準を明確化され、必要な箇所の整備に取り組んでいただきたい。

人口の減少、高齢化が進んでおります。若者定着、人口増対策、その基本である地域産業の活性化、働く場所の創出に真剣に取り組んでいただきたい。

土砂災害防止法の区域設定され、レッドゾーンが多数あります。予防のための防災事業の検討、促進を要望いたします。また、豪雪の被害の復旧支援は補正で対応されておりますけれども、実情に合わせ促進を望むものであります。

最後に、秘密保護法を強行した安倍政権は、集団的自衛権の行使容認に向け、解釈改憲に突き進もうとしております。政治の反動的逆行を許さないという点で、日本国憲法が定めた国民主権、恒久平和主義、議会制民主主義などの民主的・平和的諸原則を守り抜く決意を表明して、賛成討論といたします。

以上であります。

議長（児玉信治君） 討論を終わります。

議案第24号を採決します。

本案に対する予算審査特別委員長の報告は可決であります。

議案第24号を委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（児玉信治君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第24号 平成26年度山ノ内町一般会計予算は、予算審査特別委員長の報告のとおり可決されました。

議案第25号 平成26年度山ノ内町有線放送電話事業特別会計予算について討論を行います。

（発言する者なし）

議長（児玉信治君） 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第25号を採決します。

本案に対する予算審査特別委員長の報告は可決であります。

議案第25号を委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（児玉信治君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第25号 平成26年度山ノ内町有線放送電話事業特別会計予算は、予算審査特別委員長の報告のとおり可決されました。

議案第26号 平成26年度山ノ内町国民健康保険特別会計予算について討論を行います。

（発言する者なし）

議長（児玉信治君） 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第26号を採決します。

本案に対する予算審査特別委員長の報告は可決であります。

議案第26号を委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（児玉信治君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第26号 平成26年度山ノ内町国民健康保険特別会計予算は、予算審査特別委員長の報告のとおり可決されました。

議案第27号 平成26年度山ノ内町後期高齢者医療保険特別会計予算について討論を行います。

（発言する者なし）

議長（児玉信治君） 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第27号を採決します。

本案に対する予算審査特別委員長の報告は可決であります。

議案第27号を委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（児玉信治君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第27号 平成26年度山ノ内町後期高齢者医療保険特別会計予算は、予算審査特別委員長の報告のとおり可決されました。

議案第28号 平成26年度山ノ内町介護保険特別会計予算について討論を行います。

（発言する者なし）

議長（児玉信治君） 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第28号を採決します。

本案に対する予算審査特別委員長の報告は可決であります。

議案第28号を委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（児玉信治君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第28号 平成26年度山ノ内町介護保険特別会計予算は、予算審査特別委員長の報告のとおり可決されました。

議案第29号 平成26年度山ノ内町公共下水道事業特別会計予算について討論を行います。

（発言する者なし）

議長（児玉信治君） 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第29号を採決します。

本案に対する予算審査特別委員長の報告は可決であります。

議案第29号を委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（児玉信治君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第29号 平成26年度山ノ内町公共下水道事業特別会計予算は、予算審査特別委員長の報告のとおり可決されました。

議案第30号 平成26年度山ノ内町農業集落排水事業特別会計予算について討論を行います。

（発言する者なし）

議長（児玉信治君） 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第30号を採決します。

本案に対する予算審査特別委員長の報告は可決であります。

議案第30号を委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（児玉信治君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第30号 平成26年度山ノ内町農業集落排水事業特別会計予算は、予算審査特別委員長の報告のとおり可決されました。

議案第31号 平成26年度山ノ内町水道事業会計予算について討論を行います。

（発言する者なし）

議長（児玉信治君） 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第31号を採決します。

本案に対する予算審査特別委員長の報告は可決であります。

議案第31号を委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（児玉信治君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第31号 平成26年度山ノ内町水道事業会計予算は、予算審査特別委員長の報告のとおり可決されました。

17 議案第32号 平成25年度山ノ内町一般会計補正予算（第6号）

議長（児玉信治君） 日程第17 議案第32号 平成25年度山ノ内町一般会計補正予算（第6号）

を上程し、議題とします。

提案理由の説明を求めます。

竹節町長、登壇。

（町長 竹節義孝君登壇）

町長（竹節義孝君） 議案第32号 平成25年度山ノ内町一般会計補正予算（第6号）についてご提案申し上げます。

この補正の内容は、2月豪雪での農業被害支援として、今日3日に示された「被災農業者向け経営体育成支援事業」の拡充に伴う歳入歳出予算、及び繰越明許費の補正であります。

歳入歳出予算の補正は、歳入歳出それぞれ8,190万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ62億7,188万3,000円とするものであります。

繰越明許費につきましては、歳入歳出予算補正と同額を計上してございます。

補正予算歳入では、まず県補助金であります。国からの補助分を含んでの計上であります。また、今回の被災農業者向け経営体育成支援事業にかかわる町の補助分を、財政調整基金から繰り入れるものであります。

次に、歳出でございますが、2月豪雪によって被害のあった14軒分のビニールハウスの撤去費及び再建築費を農業振興費に計上するものであります。なお、今まで議会全員協議会等で説明した額よりふえておりますが、現在3月末であり繰越明許になることから、4月以降、消費税8%になり3%増額分や、全国的にハウス資材の高騰も一部見込んでありますので、今まで説明した額より多額の予算額となっております。

十分ご審議の上、ご承認をお願いいたします。

議長（児玉信治君） 質疑を行います。

15番 渡辺正男君。

15番（渡辺正男君） 15番 渡辺正男です。

ただいまの説明の中でちょっとわからなかったんですが、再建費用、それから撤去費用、これの国と地方の負担割合、それから自己負担の割合。それから、市町村、また県の負担に対しての後年度特別交付税措置がされるというようなことがありましたけれども、3月3日に国から示されたルールというか、そういうのがあるかと思うんですが、その財源の内訳ですね。

それから、撤去費用と再建費の割合がちょっとわからなかったのので、それを教えていただきたいのと、撤去費用はどんな基準で見積もっているか、その点についてお願いしたいと思っております。

議長（児玉信治君） 農林課長。

農林課長（生玉一克君） お答えします。

撤去費用につきましては、定額で予算化をさせていただいております。プラスチックで骨材が鉄骨でないハウス、自力撤去以外は平米290円、それから自力撤去の場合は110円ということで見積もっております。それから、割合でございますが、総額に対しまして、撤去費用につきましては400万円を見込んでおります。残りが再建費用ということになります。

財政的な支援でございますが、再建にかかわる分については、地方公共団体の支出の7割について特別交付税が給付されるというふうになっております。

それから、補助の関係ですが、撤去につきましては農家負担がない10割補助ということ、再

建につきましては国が50、県が20、町が20、農家負担が10%ということになっております。
以上です。

議長（児玉信治君） 15番 渡辺正男君。

15番（渡辺正男君） 最終的に、先ほどの町長の説明のとおり、財政調整基金から繰り入れということで町費負担分を計上したということなのですが、最終的にここに後年度特別交付税措置があるということでありますので、実質町の負担額というのは幾らになりますか。

議長（児玉信治君） 総務課長。

総務課長（内田茂実君） お答えいたします。

ちょっと詳しくは出してございませんけれども、実質負担額は大体500万ぐらいになる予定でございます。

議長（児玉信治君） 15番 渡辺正男君。

15番（渡辺正男君） 同じ議案なので、3回目ということでお願いしたいと思います。

ハウスの撤去費用について、先ほど400万円というご説明ありました。恐らく、平米当たり290円という国が示した基準に基づいての試算であろうというふうに思っておりますけれども、実際に農家の皆さんが撤去しようとして、いろんな業者に見積もりをとったりしている中では、290円では足りないという声が恐らく出ていると思います。

国のほうでは、被災された農家の負担がないように措置をしたいということで入ったと思うんですが、これは被害が大変広範囲にわたっておりまして、ハウスについてもブドウもあればサクランボもあり、また、野菜のハウスもありというようなことで、一概に290円という平米単価で割り切れるものではなくて、長野県内、特に材料が頑丈なものでつくられている関係でこれよりもかかると思うんですね、撤去費用は。

町として、この290円の範囲の中で補助をするのか。また、農家の皆さんの負担がその上に出てくる部分について、今後、補正でも町単でも応援する、そういった考えがあるか、ないか、お聞きしたいと思います。

議長（児玉信治君） 農林課長。

農林課長（生玉一克君） 今現在の試算では、確かに10割補助ではなく、農家負担が出てくる試算にはなっておりますが、これにつきましては、ただいま撤去業者等見積もりを再度とりまして、町でも協力をいたしてございまして、なるべく安価で農家負担がないような形で今、見積もり徴取をしております。産業廃棄物等になりまして、大変煩雑になっておりますが、今現在の試算よりも若干安くなって、農家負担がなるべくないような形でご協力いただくような形に向かって方向性を出しておるつもりでおりますので。

また、町独自の補助につきましては、今のところ考えておりません。この今回の補正の中でお願いをしたいというふうに思っております。

なお、農家につきましては、再度11日に説明会、各農家全部呼びましてご説明を申し上げて、定額補助でありますのでご理解をいただきたいということで、自己負担分についてはご説明を

して、ある程度のご理解をいただいております。その中で、なお、今申し上げたとおり、撤去費用についての再度の見積もりを徴して、検討しているというところでございます。

以上です。

議長（児玉信治君） 14番 小林克彦君。

14番（小林克彦君） 14番 小林克彦です。

一般質問でもちょっと触れたんですけども、そもそもハウスの強度についてはもう少し向上させるとか、施設のつくり方とか、いろいろあるんだろうと思いますけれども、撤去については原則全額補助と。今、渡辺議員のように、単価について問題ありということもあるとしても全額ということで、再建についても本人負担は1割範囲内で認めるということなんですけど、これは原状回復の範囲なのか、国とすれば強度向上したような場合であっても補助はいたしますよという方針だったと思うんですが、その辺は実際にそういう申請が出ているか、それからそれだけの許認可の関係はどこなのか、その2点お願いします。

議長（児玉信治君） 農林課長。

農林課長（生玉一克君） お答えします。

基本的には原形復旧が原則でございます。なお、強度その他についての今災害にかかわる部分以外については、見積書等を分けて協議をしていく中で進めていくということですが、あくまで原則は原形復旧ということをお願いしております。

以上です。

議長（児玉信治君） 12番 小淵茂昭君。

12番（小淵茂昭君） 12番 小淵茂昭です。

11日に被災者の関係の方々とは相談会をされたという報告を聞いておるんですが、その後、詳細について、各関係される方々にどういう通知をされておるか。近隣では、実はもうしっかり明文化をされて、条件、単価、状況、それぞれが文書で配布をされています。当町は、まだその辺が情報伝達が悪いんじゃないかというのはちょっと心配しております。一番、災害はまたいつ来るかわからないんですが、基準というものをどういうふうにつくられて、今回のこの補正をかけられるか、つくられているかどうか、その辺も含めて質問したいと思います。

議長（児玉信治君） 農林課長。

農林課長（生玉一克君） 被災農家の方への説明につきましては、個々にうちのほうで試算をしました金額を提示をいたしまして、そこで補助金が幾ら、自己負担が幾らになりますというような目安を出しております。なお、基準につきましては、平米単価をもとに再建築費用を計算をし、お示しを申し上げます。これについては、業者さんのほうの資料をもとに出しております。なお、撤去費につきましては、先ほど申し上げたとおりの国からの基準について、平米当たりの単価を掛けて出してご説明しております。

以上です。

議長（児玉信治君） 12番 小淵茂昭君。

12番（小淵茂昭君） 12番 小淵茂昭です。

今の中で基準の公表はどうされるか、お答えをいただけていないんですが。

議長（児玉信治君） 農林課長。

農林課長（生玉一克君） 被災農家につきましては、説明会において、ハウスの再建費に対しては1反歩400万円という試算でご説明申し上げております。それから、撤去につきましても、先ほど申し上げたとおりの平米当たりの単価を申し上げてご説明したつもりでございます。

以上です。

議長（児玉信治君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（児玉信治君） 討論なしと認め、討論を終わります。

採決します。

議案第32号を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（児玉信治君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第32号 平成25年度山ノ内町一般会計補正予算（第6号）は、原案のとおり可決されました。

18 同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

議長（児玉信治君） 日程第18 同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを上程し、議案とします。

提案者の説明を求めます。

竹節町長、登壇。

（町長 竹節義孝君登壇）

町長（竹節義孝君） 同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてご提案申し上げます。

本案は、任期満了に伴い、地方税法第423条第3項及び第6項の規定により、固定資産評価審査委員会委員の選任について議会の同意をお願いするものであります。

住 所 山ノ内町大字戸狩650番地1

氏 名 山田泰一

生年月日 昭和20年1月8日

この固定資産評価審査委員会委員につきましては、平成25年9月30日で任期満了となっており、昨年の9月議会で同意をお願いすべきところでありましたが、事務手続のミスがあり、提案できませんでした。大変申しわけなく思っております。今後はこのようなことのないように徹底する所存でございます。

そこで、改めて今議会にお願いするものでありますが、任期は平成26年4月1日から平成29年3月31日までであります。

理由は、任期満了により再任をお願いするものであります。

十分ご審議のうえ、ご同意をお願いいたします。

議長（児玉信治君） 質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（児玉信治君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（児玉信治君） 討論なしと認め、討論を終わります。

採決します。

この採決は起立により行います。

同意第1号を原案のとおり同意することに賛成の方は起立を願います。

（全員起立）

議長（児玉信治君） 起立全員です。

したがって、同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任については、原案のとおり同意することに決定されました。

19 発委第1号 山ノ内町特別職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定

について

議長（児玉信治君） 日程第19 発委第1号 山ノ内町特別職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを上程し、議題とします。

提案理由の説明を求めます。

西議会運営委員長、登壇。

（議会運営委員長 西 宗亮君登壇）

議会運営委員長（西 宗亮君） それでは、発委第1号の提案説明をさせていただきます。

発委第1号 山ノ内町特別職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

本案は、議員の報酬を現在定率カットしておりますが、さらに私ども現議員の任期が満了する日まで、カットの期間を延長しようとするものでございます。具体的には、平成26年4月1日から平成27年5月31日までの間、報酬月額から10%カットするものであります。

議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

議長（児玉信治君） 質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（児玉信治君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（児玉信治君） 討論なしと認め、討論を終わります。

採決します。

発委第1号を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（児玉信治君） 異議なしと認めます。

したがって、発委第1号 山ノ内町特別職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

20 陳情第3号（平成25年） 集团的自衛権に関する憲法解釈を変更することに反対する 陳情

議長（児玉信治君） 日程第20 陳情第3号（平成25年） 集团的自衛権に関する憲法解釈を変更することに反対する陳情を上程し、議題とします。

本案につきましては、平成25年第4回定例会において社会文教常任委員会に審査を付託し、継続審査となっておりますので、委員長から審査の報告を求めることにします。

高田社会文教常任委員長、登壇。

（社会文教常任委員長 高田佳久君登壇）

社会文教常任委員長（高田佳久君） それでは、陳情の審査の報告をいたします。

平成26年3月20日

山ノ内町議会議長 児玉信治様

社会文教常任委員会

委員長 高田佳久

陳情審査報告書

当委員会に付託された陳情を審査の結果、次のとおり決定したから、山ノ内町議会会議規則第95条（第94条準用）により報告します。

記

1. 受理番号 第3号（平成25年）

2. 受理年月日 平成25年11月20日

3. 件名

（陳情第3号）平成25年

集团的自衛権に関する憲法解釈を変更することに反対する陳情

陳情者 長野市県町593

長野県平和委員会

代表 永井光明・中澤盛雄・宮澤彰一・建石繁明・丸山稔

4. 付託年月日 平成25年11月29日

5. 審査結果 採択すべきものと決定

それでは、審査経過について補足でご説明いたします。

採決結果ですが、全会一致で採択とさせていただきました。

現在の日本国憲法ができてからは、戦争により亡くなった方というのは一人もおりません。平和憲法のもと半世紀以上の平和が築かれ、国際的な信頼を得てきました。立憲主義のもと、日本においてその時々の内閣によって憲法解釈が変わることはあってはならないと判断いたしまして、採択すべきものと決定いたしました。皆様のお認めをよろしくお願いいたします。

以上、審査経過及び委員長報告を終わります。

議長（児玉信治君） 委員長報告に対し質疑を行います。

9番 黒岩浩一君。

9番（黒岩浩一君） ここで質疑すべきか、それとも発委第2号の意見書のところで質疑を出すべきか迷ったんですけれども、この意見書のほうも参考にしながらですけれども、社会文教常任委員会としては、この陳情の中の問題点2つですね。1つは集団的自衛権の行使に関する基本的な考え方の問題、もう一つは憲法解釈という手続上の問題、この2つについて両方とも特に異論なくこの陳情を採択されたのか、それともその辺について多少論議されたのか、その経過を知りたいと思います。

議長（児玉信治君） 7番 高田社会文教常任委員長。

社会文教常任委員長（高田佳久君） ご質問なんですけれども、基本的には先ほど登壇させていただいてご報告したとおり、憲法の解釈自体変えることは好ましくないという形で、採択とさせていただきます。

集団的自衛権云々ということに関しましては、特段審査の中ではお話ししておりません。

以上です。

議長（児玉信治君） 9番 黒岩浩一君。

9番（黒岩浩一君） 黒岩浩一。

ただいまの回答は極めて不明確でございますけれども、あるいは発委第2号のとき追加質問させていただくか、あるいは質疑を省いて反対討論させていただくか、そのとき決めたいと思います。

議長（児玉信治君） 質疑を終わります。

討論を行います。

9番 黒岩浩一君、登壇。

（9番 黒岩浩一君登壇）

9番（黒岩浩一君） 黒岩です。

本陳情採択との社文の委員長の結論でございますけれども、反対の立場で討論いたします。

問題点は2つございます。先ほど質疑でも申し上げましたけれども、そもそも集団的自衛権をどう考えるかという問題。いま一つは、憲法解釈を変えるには最低限どのような手続によるべきかという問題です。

私は、前者の集団的自衛権については、条件もつきますけれども、原則的には賛成でございます。後者の憲法解釈の変更については、現在の安倍総理のやり方、考え方はやや乱暴過ぎるかと考えております。しかし、今回は、基本的問題である前者を重視して、陳情採択に反対します。

後者の懸念、安倍総理のやり方ですね。この懸念については野党だけでなく、与党内部にも慎重派が存在していること及び小手先の憲法解釈でなく、やるなら憲法改正の国民的論議をという正論も高まってきつつありますので、今後とも安倍総理にブレーキをかける方法はあると思う次第で、ここでは前者の基本的な問題について考え方を述べたいと思います。

集団的自衛権そのものについては、東西冷戦終了以降の時代背景の変化と、国際法上の位置づけと国際常識を我々も冷静に考えてみる必要があります。私の考え方を次の2点にまとめて申し上げます。

第1点ですが、個人が幾ら利口でも強くても、社会や人間同士のきずな、信頼、助け合いがなければ生きていけません。国も幾ら性善説で平和国家を売り物にしても、厳しい国際関係の中では、結局は総合力のバランスで物事が決まるのは歴史が証明するとおりであります。したがって、その時点でできるだけ価値観を同じくする国と同盟を結んで、一定の相互扶助関係を築かなければ生き残れません。

東西冷戦時代は、二大強国がほかとかけ離れて強大であり、強く大きくて、それから対立構図がイデオロギーをバックにした比較的単純なものであって、かつそれぞれが周辺国の自陣営取り込みに躍起であったわけですから、そういう状況では一方の傘の下に入っていれば当面は一定の太平を享受し、経済発展に専念することもできたわけです。

しかしながら、冷戦構造が崩れて多極化した現在は、我々も頭を切りかえて、世界の中での立ち位置となすべきことを考え直す必要があります。そういう時代になったわけであります。

2番目ですが、集団的自衛権の国際法上の位置づけですが、これは国連憲章第51条によって国際的に認められている概念であります。しかし、国際慣習上、その自明の自然権として認められている個別的自衛権とは異なって、集団的自衛権というものは権利の概念にすぎず、それ自体は自然権でも義務や強制力を伴うものでもありません。

この概念に基づいて、多国間もしくは2国間で安全保障条約を締結することによって、初めて関係国間で義務を生ずるものであります。わかりやすい多国間の例はNATO、2国間の例は日米安保かと思えます。この別に締結される安全保障条約で規定されて、内容は条約締結時の条件交渉によって決まります。あくまで交渉事であります。

したがって、集団的自衛権を認めれば、例えば地球の裏側でアメリカが自国の利益のためだけに行う戦争に日本が自動的に巻き込まれるというような考え方は極めて情緒的であって、

我々の判断を狂わせ、結果的には極めてドライな相手側陣営に乗ぜられる危険があることに留意する必要があります。

上記の理由により、今回は、私は本陳情を採択するとの社文常任委員会の結論に反対しますので、議員諸氏には私への賛同をお願いいたします。よろしく。

議長（児玉信治君） 次に、委員長報告に対し賛成者の発言を許します。

ありませんか。

（発言する者なし）

議長（児玉信治君） 討論を終わります。

採決します。

この採決は起立により行います。

本案に対する社会文教常任委員長の報告は採択であります。

陳情第3号（平成25年）を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（多数起立）

議長（児玉信治君） 起立13人で多数です。

したがって、陳情第3号（平成25年） 集団的自衛権に関する憲法解釈を変更することに反対する陳情については、社会文教常任委員長からの報告のとおり採択することに決定されました。

2 1 陳情第1号 耐震診断・耐震改修に関する陳情書

議長（児玉信治君） 日程第21 陳情第1号 耐震診断・耐震改修に関する陳情書を上程し、議題とします。

本案につきましては、去る3月3日の本会議において観光経済常任委員会に審査を付託してありますので、委員長から審査の報告を求めることにします。

山本観光経済常任委員長、登壇。

（観光経済常任委員長 山本良一君登壇）

観光経済常任委員長（山本良一君） それでは、審査結果を報告させていただきます。

平成26年3月20日

山ノ内町議会議長 児玉信治様

観光経済常任委員会
委員長 山本良一

陳情審査報告書

当委員会に付託された陳情を審査の結果、次のとおり決定したから、山ノ内町議会会議規則第95条（第94条準用）により報告します。

記

1. 受理番号 第1号

2. 受理年月日 平成26年 2月 4日

3. 件 名

(陳情第1号)

耐震診断・耐震改修に関する陳情書

陳情者 長野市岡田町124-1

一般社団法人長野県建築士事務所協会

会長 池田修平

中野市壁田955

長野県建築士事務所協会中高支部

支部長 倉石忠明

4. 付託年月日 平成26年 3月 3日

5. 審査結果 採択すべきものと決定

以上でございます。

要点について若干触れさせていただきますが、この陳情に関しましては、県で策定いたしました長野県耐震改修促進計画、これに基づくような形で建築士協会のほうから出されております。当町におきましても重大な課題でございますので、要旨に賛成するという事で全員の賛同が得られましたもので、採択いたしました。慎重なご審議をお願いいたします。

議長(児玉信治君) 委員長の報告に対し質疑を行います。

(発言する者なし)

議長(児玉信治君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

(発言する者なし)

議長(児玉信治君) 討論なしと認め、討論を終わります。

陳情第1号を採決します。

本案に対する観光経済常任委員長の報告は採択であります。

陳情第1号を委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長(児玉信治君) 異議なしと認めます。

したがって、陳情第1号 耐震診断・耐震改修に関する陳情書については、観光経済常任委員長の報告のとおり採択することに決定されました。

2.2 陳情第2号 最低制限価格の設定に関する陳情書

議長(児玉信治君) 日程第22 陳情第2号 最低制限価格の設定に関する陳情書を上程し、議題とします。

本案につきましては、お手元に配付してあります申出書のとおり、観光経済常任委員長から

会議規則第75条の規定により、継続審査の申し出がありました。

お諮りします。陳情第2号について、観光経済常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長(児玉信治君) 異議なしと認めます。

したがって、陳情第2号 最低制限価格の設定に関する陳情書については、観光経済常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定されました。

2 3 陳情第3号 治安維持法犠牲者(家族を含む)に対して国家賠償法制定を求める意見書採択に関する陳情書

2 4 陳情第4号 「特定秘密保護法」の廃止を求める陳情

議長(児玉信治君) 日程第23 陳情第3号 治安維持法犠牲者(家族を含む)に対して国家賠償法制定を求める意見書採択に関する陳情書及び日程第24 陳情第4号 「特定秘密保護法」の廃止を求める陳情について、以上2件の陳情書を一括上程し、議題とします。

本案につきましては、去る3月3日の本会議において総務常任委員会に審査を付託してありますので、委員長から一括審査の報告を求めることにします。

田中総務常任委員長、登壇。

(総務常任委員長 田中 篤君登壇)

総務常任委員長(田中 篤君) 総務常任委員会審査の結果をご報告申し上げます。

最初に、受理番号第3号からまいります。

平成26年3月20日

山ノ内町議会議長 児 玉 信 治 様

総務常任委員会

委員長 田 中 篤

陳 情 審 査 報 告 書

当委員会に付託された陳情を審査の結果、次のとおり決定したから、山ノ内町議会議規則第95条(第94条準用)により報告します。

記

1. 受理番号 第3号

2. 受理年月日 平成26年2月19日

3. 件 名

(陳情第3号)

治安維持法犠牲者(家族を含む)に対して国家賠償法制定を求める意見書採択に関する陳情書

陳情者 中野市大字永江1814-4

治安維持法犠牲者国家賠償要求同盟長野県北部支部

支部長 遠山茂治

4. 付託年月日 平成26年3月3日

5. 審査結果 採択すべきものと決定

これにつきまして、審査の経過をご報告申し上げます。

この陳情につきましては、総務常任委員会全員一致で採択すべきものとして決定させていただきました。

治安維持法そのものは1925年、革命運動の激化を懸念して制定されたものですが、1941年に改められ、戦争遂行のために利用され、その結果、誤解も含む多くの逮捕者と不当な非人道的取り調べで犠牲者もたくさん出ました。

戦後、ポツダム宣言を受諾したことで廃止され、有罪判決を受けた方々も無罪となりました。しかし、国は謝罪と賠償を行っておりません。世界的に見ても、同様な法につきましては犠牲者に対して謝罪と賠償を行っており、我が国も行うべきとの意見がありました。

また、審査の過程で、当町の住民にも犠牲になられた方がいらっしやったとの情報もあり、人ごととして見過ごせないとの意見もあり、今回採択すべきものと決定させていただきました。皆様方のご賛同をお願いいたします。

では、引き続き陳情第4号のほう、審査結果をご報告申し上げます。

平成26年3月20日

山ノ内町議会議長 児玉信治様

総務常任委員会

委員長 田中 篤

陳 情 審 査 報 告 書

当委員会に付託された陳情を審査の結果、次のとおり決定したから、山ノ内町議会会議規則第95条（第94条準用）により報告します。

記

1. 受理番号 第4号

2. 受理年月日 平成26年2月21日

3. 件 名

(陳情第4号)

「特定秘密保護法」の廃止を求める陳情

陳情者 長野市県町593

長野県平和委員会

代表 永井光明・中澤盛雄・宮澤彰一・建石繁明・丸山稔

4. 付託年月日 平成26年3月3日

5. 審査結果 不採択すべきものと決定させていただきました。

この陳情につきまして、総務常任委員会の審査は全会一致で不採択すべきものということで決定させていただきました。

審査の内容についてご説明させていただきます。

この法律は、皆さんもご存じのとおり、昨年臨時国会で可決され、ただいま国会で運用または見直し等の審議検討が行われております。

当山ノ内町議会でも昨年12月議会で審議を行い、見直しと慎重な運用を求める意見書を皆様方のご賛同をいただいて提出させていただいております。国民世論の調査でも、調査方法にもよりますが、慎重な審議を求める声が一番多かったと記憶しております。

この法律の問題点は、国民の権利保護と国家権力の暴走を防ぐシステムの必要性が明確でない点にあります。これについては、今後の国会の審議を見守る必要があります。また、国民世論並びに委員会の委員の意見にも、秘密保護は何らかの形で必要だとの声もあり、見直しの意見の中には、大きな変更も含んだ意味もあり、全てが反対というわけではないとの見解もあります。

今の日本は、国家の重要な秘密、また、企業の技術情報、顧客情報等重要な秘密が簡単に流出し、国民生活の安全を保障しているとは言いがたい状態です。

よって、総務常任委員会は、過去の審議の経過もあり、不採択すべきものとさせていただきました。皆様方のご賛同をよろしくお願いいたします。

議長（児玉信治君） これより委員長の報告に対し、陳情ごとに質疑、討論、採決を行います。

陳情第3号 治安維持法犠牲者（家族を含む）に対して国家賠償法制定を求める意見書採択に関する陳情書について質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（児玉信治君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

まず、委員長報告に対し反対者の発言を許します。

ありませんか。

（発言する者なし）

議長（児玉信治君） それでは、委員長報告に対し賛成者の発言を許します。

（発言する者なし）

議長（児玉信治君） 討論なしと認め、討論を終わります。

陳情第3号を採決します。

本案に対する総務常任委員長の報告は採択であります。

陳情第3号を委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（児玉信治君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第3号 治安維持法犠牲者（家族を含む）に対して国家賠償法制定を求め

る意見書採択に関する陳情書については、総務常任委員長の報告のとおり採択することに決定されました。

陳情第4号 「特定秘密保護法」の廃止を求める陳情について質疑を行います。

15番 渡辺正男君。

15番（渡辺正男君） 15番 渡辺正男です。

委員長に質問させていただきますが、12月議会で同様の団体から上がった陳情を趣旨採択、それからその中で欠陥のある法律であるということや拙速な審議というようなことで、大幅な見直しを求める内容の意見書採択という形で12月議会はさせていただき、私も賛成させていただいたんですが、欠陥のある法律であるというふうに前回、意見書で総務委員会の皆さんが盛り込んでいただいたその内容ですね、それと今回の廃止を求めるという中身についての整合性といえますか、その辺はどんなふうに議論されたのでしょうか。

議長（児玉信治君） 4番 田中総務常任委員長。

総務常任委員長（田中 篤君） 昨年12月に意見書を出させていただきました。その中には、欠陥のある法律ではあるが、見直しと運用を求めるという内容が主でございます。今現在審議中でございますので、その審議を見守りたいという意見もございました。私も同意見でございます。

以上です。

議長（児玉信治君） 質疑を終わります。

討論を行います。

本案に対する総務常任委員長の報告は不採択でありますので、初めに原案に賛成、すなわち委員長報告に対し反対者の発言を許します。

15番 渡辺正男君、登壇。

（15番 渡辺正男君登壇）

15番（渡辺正男君） 陳情第4号 「特定秘密保護法」の廃止を求める陳情、原案に対する賛成討論を行いたいと思います。

法案提出からわずか1カ月余り、衆参合わせて70時間にも満たない審議、首相はほとんど審議に顔を見せず、本来の所管閣僚である官房長官も野党が要求しても出席しないこともあり、権限のない担当閣僚のもと答弁は迷走、法案は修正にもならない修正が重ねられました。政府が勝手に特定秘密を指定し、その漏えいに厳罰を科す秘密保護法は、国民の知る権利を侵害し、言論、表現の自由など国民の基本的権利を破壊し、国家安全保障会議（日本版NSC）の設立と一体で、戦争への道を推し進める稀代の悪法です。

国民主権、基本的人権、平和主義の原則を踏みにじる点で、明らかに憲法違反の法律です。国民は、何が秘密にされているのかもわからないまま情報から遮断され、秘密に近づこうとすれば情報漏えいの共犯にもされかねません。未遂でも共謀、教唆、煽動しただけでも取り締まりの対象です。

安倍首相が一般人が巻き込まれることはないと言ってみても、何の保証にもなりません。何が秘密なのかそれが秘密というのですから、誰もが犯罪者になり得ます。政府が秘密を指定し、それが正しいかどうかのチェックも政府が行うという、これほど権力側に都合のいい話はありません。どんなに否定しても、恣意的運用が横行することは目に見えています。

うそや隠蔽があたかも官僚の特権のごとく語られてきたこの国で、今度は法律が間違った権利を保障するのです。特定秘密を取り扱う者は、行政も民間も区別なく、全ての団体にプライバシーが照会され、照会を受けた機関はこれに回答する義務がある。適正評価という身辺調査による人権じゅうりんです。

昨年12月、自民、公明両党が強行成立させた秘密保護法は、ミスや予期しないトラブルでの過失による情報漏えいまでも処罰対象としています。これに対して、法務省が法案検討時に慎重に検討する必要があると、処罰対象が際限なく広がることに懸念を表明していたことが、2月10日、しんぶん赤旗が情報公開で入手した資料で判明しました。秘密保護法案について、政府内に慎重論があったことがわかったのは初めてです。

2011年5月に法務省が内閣情報調査室に提出した文書によると、秘密保全のための法律の法制のあり方に関する有識者会議が、過失による情報漏えいまで処罰することが適当であるとしたことについて、法務省は「考えられる」と表現を弱めるよう求めています。その理由について法務省は、過失犯処罰規定が置かれると、その処罰範囲は相当程度広く成り得ると指摘しています。その一例として、マニュアル違反を犯した末端の者だけでなく、マニュアルの不備により漏えいした場合にそのマニュアルを制定した者などと、処罰対象が際限なく広がることを挙げています。その上で慎重に考える必要、過失犯処罰規定を置くことは相当と結論づけることは危険であると述べています。

秘密保護法では、過失による情報漏えいについて、2年以下の禁錮または50万円以下の罰金と定めています。また、法務省は、法律案を作成する場合、本報告書案の記述にもかかわらず、罰則に関する規定について、法務省刑事局と十分な時間的余裕を持って協議をする必要があると指摘、秘密保護法案が処罰法規として運用上の問題が多数ある点に懸念を表明しています。

また、この有識者会議報告書は、「秘密を取り扱う者に緊張感を与える」ことを罰則の目的の一つとしています。こうした公務員や民間人を厳罰で威嚇する文言が、有識者会議の最終盤で突如、法務省の反対を押し切って書き込まれていたことが2月24日、しんぶん赤旗が情報公開請求で入手した資料で判明いたしました。秘密保護法が構想の段階から国民への威嚇や萎縮効果を狙っていたことを示すものと言えます。

しんぶん赤旗が入手したのは、法務省が2011年6月20日に内閣情報調査室に提出した「秘密保全法制に係る有識者会議報告書案について」と題する文書です。文書は、同月10日に開いた最後の有識者会議で突如盛り込まれた一文を問題視しています。報告書案の「罰則の検討に際しては、罰則が特別秘密を取り扱う者に緊張感を与え、その保全意識をより高めると考えられることにも留意すべき」だとする記述です。同年5月時点までの報告書案には、こうした記述

は一切ありませんでした。

この記述について、法務省は6月20日の文書で削除するか修正を求めています。その理由について法務省は、「(刑罰は)一般的に違反行為に対して刑罰をもって臨むことが行政の円滑な実現及び秩序維持に必要不可欠と認められる場合に設けられる」として、刑罰は行為に対して行うべきものだと説明。その上で「必要性の有無を離れて罰則が特別秘密を扱う者の意識向上のために設けられているものであると誤解を与える」と、萎縮効果を目的とすることに疑念を表明しています。

法務省の反対があったにもかかわらず、同年8月に完成した報告書では、有識者会議の文言がほぼそのまま掲載されました。政府内部からの懸念は、秘密保護法が司法制度の原則を踏みにじった弾圧法として最初からたくらまれていたことが浮き彫りになります。昨年の法案提出前にこうした事実が明らかになっていれば、国会審議や反対運動は違っていたはずですが、安倍政権が検討過程を隠してきたことは重大です。

また、日本共産党の赤嶺政賢議員は2月21日の衆議院内閣委員会で、秘密保護法について安倍晋三首相が重要な情報の秘密指定を行い、その秘密指定の監視、検証も首相の指揮下で行われることを明らかにしました。

秘密保護法では、行政の行う特定秘密指定をチェックする第三者機関として、行政府内に(1)保全監視委員会、(2)独立公文書管理監、(3)情報保全監察室を設置するとしています。

赤嶺氏の質問に対して森まさこ内閣府特命担当相は、3つの機関の指揮監督権限は全て内閣総理大臣にあると答弁。特定秘密の中で最も数が多いとされる情報収集衛星の画像や国家安全保障会議に係る情報も、内閣総理大臣が秘密指定をすると答えました。赤嶺氏は、それでは首相が自分で秘密を決めて、それが適切か自分でチェックすることになると追及しました。森担当相は、今後検討するとしか答えられませんでした。

さらに赤嶺氏は、特定秘密を指定した大臣、行政機関の長が資料の提出を拒否した場合、独立公文書管理監と情報保全監察室は個別の特定秘密を含む資料に閲覧できるのかと追及、森担当相は検討中と言うだけで、両機関が全ての特定秘密にアクセスできるとする条文上の根拠を示せませんでした。赤嶺氏は、恣意的な秘密指定を防ぐことはできないと述べ、同法の廃止を強調いたしました。

このように、秘密保護法が強行された後も、安倍政権が隠したかった法の本質や欠陥が次々と明らかになる中で、撤回や廃止を求める声は広がり続けています。

1月24日、信濃毎日新聞紙上の秘密保護法の廃止を求める意見広告には、見開き2面全面のスペースに4,500人もの賛同者が名を連ねました。国民は、決して安倍政権の暴走を許してはいません。私たち日本共産党は、秘密保護法の廃止に向け、良識ある国民の皆さんとともに、力の限り頑張り抜く決意であります。

以上申し上げまして、ただいま議題になっております陳情第4号「特定秘密保護法」の廃止を求める陳情、採択すべきものであるという立場から討論させていただきました。みなさん

のご賛同をよろしくお願いします。

議長（児玉信治君） 次に、原案に反対、すなわち委員長報告に対し賛成者の発言を許します。

9番 黒岩浩一君、登壇。

（9番 黒岩浩一君登壇）

9番（黒岩浩一君） 黒岩です。

総務常任委員会のメンバーでもあり、先ほどの委員長の説明に対する若干の補足とただいまの渡辺議員の討論に対する若干の反駁、それからいま一つ、12月議会で総務常任委員会が趣旨採択をして意見書を提出したということと、それから今回不採択というのは整合性がないんじゃないかというようなご指摘もございましたので、特にその点に重点を置いて説明したいと思っております。

昨年12月議会議では、ちょうど会期中に国会で可決されたというタイミングでした。付託された総務常任委員会としては陳情を趣旨採択として、国民的論議を経ない拙速な審議であること、秘密の指定対象となる情報の範囲が曖昧なること、運用の仕方次第では無実の国民の人権が侵害される恐れがあること等々の理由、これは先ほどの渡辺議員ご指摘のとおりでございます。

そういう理由から、法案の見直しと慎重な運用を求めるという意見書の提出を提案して、本会議で皆さんに可決していただいたわけですが、今回、同じ団体から同法案の廃止を求める陳情が出てまいりまして、総務常任委員会はこれを不採択としたのは、先ほどの田中委員長の説明のとおりですが、理由は次の2点です。

1つは、国家機密の保護は、企業秘密の保護、個人情報保護の保護、レベルと内容は違いますが、これと同様に、あるいは場合によってはそれ以上に必要な場合があるので、何らかの法規定の必要性自体を12月に否定したのではなくて、国民的論議に基づく法案の見直しと慎重な運用を求めるということは、12月議会議から現在に至るまで、一貫した総務常任委員会の姿勢であります。

今回は法案廃止の陳情であるので、総務常任委員会としてはいきなり廃止すること、これには賛成できません。一貫した主張である国民的論議にある法案見直しと慎重な運用については、既に12月議会議で採択された意見書で、これを議長名で各方面に配布してございますし、やっておりますので、再度同じ趣旨の意見書を出す必要はないと、こう考えたわけでございます。

以上でありますので、総務常任委員会の不採択との結論に議員諸氏も賛成していただくようお願いいたします。

議長（児玉信治君） 討論を終わります。

陳情第4号を採決します。

この採決は起立により行います。

本案に対する総務常任委員長の報告は不採択であります。

したがって、原案について採決をします。

陳情第4号を原案のとおり採択することに賛成の方は起立を願います。

(少数起立)

議長(児玉信治君) 起立6人で少数です。

したがって、陳情第4号「特定秘密保護法」の廃止を求める陳情については、総務常任委員長の報告のとおり不採択することに決定されました。

25 陳情第5号 労働者保護ルール改悪反対を求める意見書の採択を求める陳情

議長(児玉信治君) 日程第25 陳情第5号 労働者保護ルール改悪反対を求める意見書の採択を求める陳情を上程し、議題とします。

本案につきましては、お手元に配付してあります申出書のとおり、観光経済常任委員長から会議規則第75条の規定により継続審査の申し出がありました。

お諮りします。陳情第5号について、観光経済常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長(児玉信治君) 異議なしと認めます。

したがって、陳情第5号 労働者保護ルール改悪反対を求める意見書の採択を求める陳情については、観光経済常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定されました。

26 要望第1号 これからの勤労青年教育のあり方に関する要望書

議長(児玉信治君) 日程第26 要望第1号 これからの勤労青年教育のあり方に関する要望書を上程し、議題とします。

本案につきましては、去る3月3日の本会議において社会文教常任委員会に審査を付託してありますので、委員長から審査の報告を求めることにします。

高田社会文教常任委員長、登壇。

(社会文教常任委員長 高田佳久君登壇)

社会文教常任委員長(高田佳久君) それでは、要望書の審査の報告をいたします。

平成26年3月20日

山ノ内町議会議長 児玉信治様

社会文教常任委員会
委員長 高田佳久

要 望 審 査 報 告 書

当委員会に付託された要望を審査の結果、次のとおり決定したから、山ノ内町議会会議規則第95条(第94条準用)により報告します。

記

1. 受理番号 第1号

2. 受理年月日 平成26年2月3日

3. 件 名

(要望第1号)

これからの勤労青年教育のあり方に関する要望書

要望者 東京都新宿区霞ヶ丘町7番1号

日本青年団協議会

会長 立道斉

4. 付託年月日 平成26年3月3日

5. 審査結果 採択すべきものと決定

それでは、審査経過について補足説明をいたします。

採決結果は、全会一致で採択とさせていただきます。

青年団組織につきましては、昭和21年の長野県連合青年団の設立を機に昭和26年に全国青年団協議会が設立し、全国展開されております。議場にいらっしゃる皆さんも、青年団員として活発に活動されていたかと思えます。しかしながら、社会情勢の変化等により、当町では昭和63年に下火となり、平成4年ごろには全くなくなってしまったそうです。現在の山ノ内町では、残念ながら青年団組織は1つもございません。

しかしながら、今後、新たに青年団組織の設立があった場合を踏まえまして、また、社会教育の向上の観点からも要望の趣旨には賛同できるものとして、採択すべきものと決定させていただきます。皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

以上、審査経過及び委員会報告を終わります。

議長（児玉信治君） 委員長の報告に対し質疑を行います。

(発言する者なし)

議長（児玉信治君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

(発言する者なし)

議長（児玉信治君） 討論なしと認め、討論を終わります。

要望第1号を採決します。

本案に対する社会文教常任委員長の報告は採択であります。

要望第1号を委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長（児玉信治君） 異議なしと認めます。

したがって、要望第1号 これからの勤労青年教育のあり方に関する要望書については、社会文教常任委員長の報告のとおり採択することに決定されました。

27 発委第2号 集团的自衛権に関する憲法解釈を変更しないことを求める意見書の提出

に

ついて

議長（児玉信治君） 日程第27 発委第2号 集団的自衛権に関する憲法解釈を変更しないことを求める意見書の提出についてを上程し、議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高田社会文教常任委員長、登壇。

（社会文教常任委員長 高田佳久君登壇）

社会文教常任委員長（高田佳久君） 先ほどは陳情第3号をお認めいただきまして、ありがとうございました。それを受けましての意見書の提出となります。

発委第2号

集団的自衛権に関する憲法解釈を変更しないことを求める意見書の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の規定により、国会及び関係行政庁に対し、意見書を別紙のように提出するものとする。

平成26年3月20日 提出

社会文教常任委員長 高 田 佳 久

平成26年3月 日 議決

山ノ内町議会議長 児 玉 信 治

それでは、意見書を朗読させていただきます。

集団的自衛権に関する憲法解釈を変更しないことを求める意見書

集団的自衛権について、これまで歴代政府は、「国際法上、当然に集団的自衛権を有しているが、これを行使して、わが国が直接攻撃されていないにもかかわらず他国に加えられた武力攻撃を実力で阻止することは、憲法第9条のもとで許容される実力の行使の範囲を超えるものであり、許されない。」としてきました。

ところが、現在、安倍内閣のもと、集団的自衛権の行使を憲法解釈の変更によって容認しようとする動きが急速に強まっています。

しかし、国の安全保障政策は、立憲主義に基づき、憲法前文と第9条に基づいて策定されることは当然のことであり、集団的自衛権の行使については、その時々政府の判断で解釈を変更することは、あってはならないことです。とりわけ集団的自衛権をめぐる議論は、これまで国会においても積み重ねられてきており、これを無視して強引に解釈を変えようとするのは、国会答弁をも形骸化させるものと言わざるを得ません。

したがって、国におかれては、集団的自衛権に関するこれまでの政府見解を堅持し、集団的自衛権の行使につながる憲法解釈の変更を行わないよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成26年3月 日

衆議院議長様

参議院議長様
内閣総理大臣様
法務大臣様
外務大臣様
防衛大臣様

長野県山ノ内町議会議長 児玉信治

以上です。皆様のお認めをよろしくお願いいたします。

議長（児玉信治君） 質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（児玉信治君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（児玉信治君） 討論なしと認め、討論を終わります。

採決します。

発委第2号を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議あり。さっきのに関連して、これは起立採決でやっていただきたいと思
います」と言う声あり）

議長（児玉信治君） ただいまの9番 黒岩浩一君の異議を認め、この採決は起立によって行い
ます。

発委第2号を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

議長（児玉信治君） 起立14で多数であります。

したがって、発委第2号 集团的自衛権に関する憲法解釈を変更しないことを求める意見書
の提出については、原案のとおり可決されました。

28 発委第3号 「治安維持法犠牲者国家賠償法（仮称）」の制定を求める意見書の提出に ついて

議長（児玉信治君） 日程第28 発委第3号 「治安維持法犠牲者国家賠償法（仮称）」の制定
を求める意見書の提出についてを上程し、議題とします。

提案理由の説明を求めます。

田中総務常任委員長、登壇。

（総務常任委員長 田中 篤君登壇）

総務常任委員長（田中 篤君） 先ほどは総務常任委員会の提案をご採択いただき、ありがとう
ございます。

発委第3号

「治安維持法犠牲者国家賠償法（仮称）」の制定を求める意見書の提出について
地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の規定により、国会及び関係行政庁に対し、意見書を別紙のように提出するものとする。

平成26年3月20日 提出
総務常任委員長 田 中 篤
平成26年3月 日 議決
山ノ内町議会議長 児 玉 信 治

では、意見書を朗読させていただきます。

「治安維持法犠牲者国家賠償法（仮称）」の制定を求める意見書

治安維持法により、国の方針や戦争に反対した、もしくは誤解により逮捕され、非人道的な拷問による虐殺・獄死という多大な犠牲を払った人も多い。

日本がポツダム宣言を受諾したことにより、治安維持法は、政治的自由の弾圧と人道に対する悪法として廃止された。「有罪判決」を受けた人々は「無罪として」釈放されたが、その犠牲者に対して、国はいまだに謝罪も賠償も行っていない。

ドイツ、イタリア、アメリカ、カナダなどの諸外国では、日本の治安維持法にあたる諸法の犠牲者に対して、謝罪と賠償を行っている。

よって、山ノ内町議会は、国に対し、同じ過ちを繰り返さない立場から、「治安維持法犠牲者国家賠償法（仮称）」を制定し、犠牲者に対して一日も早く謝罪と賠償を行うよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成26年3月 日

衆議院議長様

参議院議長様

内閣総理大臣様

長野県山ノ内町議会議長 児 玉 信 治

皆さんのよろしくのご賛同をお願いいたします。

議長（児玉信治君） 質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（児玉信治君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

11番 湯本市蔵君、登壇。

（11番 湯本市蔵君登壇）

11番（湯本市蔵君） 発委第3号 「治安維持法犠牲者国家賠償法（仮称）」の制定を求める意見書の提出に賛成の討論を行います。

これは、治安維持法犠牲者国家賠償要求同盟長野県北部支部の陳情を受けてのものであり、

提出に感謝するものであります。しかし、意見書案は陳情者の案ではなくて、中野市議会の意見書を参考に一部手直しされたものであり、内容を深める立場で討論をさせていただきたいと思えます。

まず、陳情者の趣旨、これを確認したいと思います。

表のところにこう書いてあるんですけども、「1925年日本の政府は軍国主義を推進するため、それに反対する政党、団体、個人を根絶することをねらって、治安維持法を制定し、多くの人々を逮捕し（送検7万5,681人、内起訴5,162人）、小林多喜二他虐殺された者80人以上、拷問・虐待・病死による獄死者1,617人という悲惨な状況が生じました。

ポツダム宣言を受諾した日本政府は、1945年12月、勅令730号で」意見書には無罪と書いてありますけれども、勅令では「『将来ニ向テソノ刑ノ言渡ヲ受ケザリシモノト見做ス』とし、治安維持法を廃止しましたが、国が犯したこれら犠牲者に非国民・国賊などの汚名を注いだ事、職業を奪い生活を破壊した事、研究を中断させた事、虐殺・獄死或いは拷問による苦痛を与えた事などに対して、謝罪はおろか、名誉回復、相応な賠償など一切しておりません。」

この管内の項は省略しますが、「これら治安維持法の犠牲者は、日本軍国主義に抵抗し、戦争に反対し、思想・信条の自由を求めた者として高く評価されて当然の方々です。従ってこれらの人々の名誉を回復し、それなりの国家賠償をするための国家賠償法を制定するように、私たちは国に要請しています。」と、これが陳情の趣旨です。

それでは、世界各国の犠牲者の補償内容はどうなっているかということを若干紹介させていただきます。

まずカナダ、第二次世界大戦中に強制収容した日系市民約2万人のうち、法制定の1988年生存中の約1万2,000人に1人2万1,000ドル、日本円にして250万円を補償と。アメリカは、第二次世界大戦中に強制収容した日系市民12万人のうち、法制定の1988年生存中の約6万人に1人2万ドル、先ほどと同じです。約250万円を支払い、かつ大統領が謝罪文と。それから、ドイツは連邦補償法で、ナチスの犠牲者15万3,000人に年間1人当たり約80万円の年金を支給。イタリアは、ファシズム体制下で実刑を受けた反ファシスト政治犯に終身年金を支給と。お隣の韓国ですけれども、韓国は治安維持法による逮捕、投獄者は愛国者として表彰し、懲役1年以上の犠牲者に年金を毎月16万円、年間にすると192万円支給しております。これがその状況です。

それともう1点、憲法上の根拠が何かと、ちょっと理論的になるんですが、これがありませんので紹介をさせていただきます。

これは「不屈」というところの150号の記念特集号にあったんですけども、現行憲法は形式的には大日本帝国憲法（明治憲法）の改正として制定された。明治憲法の改正として現行憲法が制定されたのはなぜかと、この疑問を合理的に説明できる唯一のものが大日本帝国によるポツダム宣言の受諾にほかならないと。

ポツダム宣言は、「日本国国民ヲ欺瞞シ之ヲシテ世界征服ノ挙ニ出ツルノ過誤ヲ犯サシメタル者ノ権力及勢力ハ永久ニ除去セラレサルヘカラス」。

「日本国政府ハ日本国国民ノ間ニ於ケル民主主義的傾向ノ復活強化ニ対スル一切ノ障礙ヲ除去スヘシ言論、宗教及思想ノ自由並ニ基本的人権ノ尊重ハ確立セラルヘシ」。すなわちここでは、軍国主義勢力の除去と民主主義及び基本的人権の尊重が不可分一体のものとして提起されている、まさにそれを日本国政府は受諾したのであると。したがって、現行憲法は、したがってポツダム宣言の内容をおのずから内包したものであったし、また、そのように解釈されなければならないと。

日本国民は、「政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し」、「平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めている国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。」

そして、その中で、憲法は具体的に「公務員による拷問及び残虐な刑罰は、絶対にこれを禁ずる。」これは第36条です。そして「何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国又は公共団体に、その賠償を求めることができる。」これが第17条です、旨をわざわざ規定している。

これらの規定は、現行憲法制定の時点から将来に向かつてのみ効力を有し、明治憲法下での拷問や公務員の不法行為には及ばないのであるかということについてですね。いや、そうではないと、ポツダム宣言とそれを取り入れた我が憲法は既に述べたとおり、軍国主義勢力と民主主義及び基本的人権の尊重とは、もちろん直接に軍国主義勢力に対する処罰や追放、将来にわたる民主主義及び基本的人権の尊重を要請するものである。

同時にまた、過去における軍国主義勢力によって基本的人権を侵害された人々に対する国家としての誠実な対応、具体的なその補償をも求めるものと解さなければならないと。なぜなら、国家がそのような対応をとらない限り、軍国主義勢力の除去も民主主義及び基本的人権の尊重も、単なる空文句にすぎないものとみなされ、日本国民の間における民主主義的傾向に対する障害を残存させることにならざるを得ないからであると、このようにっております。

したがって、国家治安維持法の賠償は当然のことだと私は思います。私もこの会員に1970年ぐらいからなっておるんですが、若い時は余り感じなかったんですけども、年金をいただくようになりまして、事の重大さが本当にわかるようになりまして、一日も早い実現を願って、賛成討論とさせていただきます。よろしく願いいたします。

議長（児玉信治君） 討論を終わります。

採決します。

発委第3号を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（児玉信治君） 異議なしと認めます。

したがって、発委第3号「治安維持法犠牲者国家賠償法（仮称）」の制定を求める意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

- 29 総務常任委員会の閉会中の継続調査について
- 30 社会文教常任委員会の閉会中の継続調査について
- 31 観光経済常任委員会の閉会中の継続調査について
- 32 広報常任委員会の閉会中の継続調査について
- 33 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

議長（児玉信治君） 日程第29から日程第33までを一括上程し、議題とします。

議題の朗読を議会事務局長にさせます。

議会事務局長。

（議会事務局長 吉池寿幸君議題を朗読する。）

議長（児玉信治君） 以上5件につきましては、お手元に配付してあります申出書のとおり、会議規則第75条の規定により議会閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、議会閉会中も継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（児玉信治君） 異議なしと認めます。

したがって、5案は各委員長からの申し出のとおり、議会閉会中も継続調査とすることに決定しました。

議長（児玉信治君） 以上をもって、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

議長（児玉信治君） 閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会は3月3日から本日までの18日間の会期でありましたが、一般質問においては14名の議員が登壇され、教育や観光振興、農業施策などを中心に町の諸問題についてさまざまな見地から活発な論戦を展開いただきました。

また、議案審議では、平成26年度予算や平成25年度補正予算を初め、条例の制定と一部改正に加え、契約案件、人事案件、指定管理者の指定など数多くの重要案件についてご審議願ひ、とりわけ新年度予算の審査に当たっては、予算審査特別委員会を設置し、精力的に慎重かつ真剣にご審査をいただきました。

提出されました審査意見はもとより、本会議、委員会での意見や提言につきましても、今後の行財政運営に十分反映されますよう強く要望したいと思います。

あすは春分の日です。長く厳しい冬からようやく解放され、春の訪れを五感に感じながら、本日ここに無事閉会を迎えられることを改めて感謝を申し上げますとともに、議員、理事者、管理職各位に重ねて御礼を申し上げ、各位のますますのご活躍とご多幸を祈念し、閉会のご挨拶といたします。

本日の会議を閉議します。

議長（児玉信治君） 町長から閉会のご挨拶があります。

竹節町長、登壇。

（町長 竹節義孝君登壇）

町長（竹節義孝君） 平成26年第1回山ノ内町議会定例会の閉会に当たり、ご挨拶申し上げます。

本議会定例会は、3月3日から18日間の長い会期中で、平成26年度山ノ内町一般会計予算を初め特別会計など予算関連議案、指定管理者の指定議案、特別職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定議案など、ご提案申し上げました案件35件のうち、条例の制定議案1件の修正がありましたが、全てご承認いただき、ありがとうございました。

とりわけ、平成26年度予算編成に当たっては、特別委員会を設置され慎重審議をいただき、私の承知している40年余の中で満場一致は過去2回、2回とも私の町長在任中の当初予算編成であり、改めて敬意と感謝を申し上げます。

なお、審査意見を数多くいただきましたが、十分尊重させていただき予算執行に努めてまいります。提案時も申し上げましたとおり、平成26年度予算は11%アップ、約66億円とし、次世代へつなげるまちづくり予算として編成いたしました。これも町民目線を大切に、観光や農業の振興、福祉や教育の充実など、住む人、訪れる人に温もりのある元気なまちづくりに努めてまいります。

神田正輝さんが今まで長野オリンピック後、毎年3月、スキー愛好者で自身のファン150名から200名がご参加されるスキー大会を、地元常会や有志の協力を得て志賀高原西館山スキー場で開催されてきました。昨年度、山ノ内町観光大使にご就任いただきましたので、昨年の大会前夜祭に挨拶に伺うとともに、ことしも3月15日に来町されましたので、山ノ内町観光大使として町やスキークラブ、観光協会、リフト会社も協力する「神田正輝カップ」としての開催を申し上げますところ、神田さんや地元関係者からも快くご承諾いただきましたので、来シーズンの大会からは運営・会場は今までどおりですが、大会名称の変更とともに、町が協賛する大会として今後も継続し、スキー振興、誘客の一助となるよう努めてまいります。

3年間、全額県補助金を受け、SBCラジオに委託していました「よってかっしゃい！やまのうち」の番組には、名誉町民猪谷千春さん、観光大使三遊亭円楽師匠、JOC竹田恒和会長さんを初め、多くの著名人とともに毎週多くの町民の方々にご出演いただき放送され、町内外の皆さんから大変ご好評の番組とのことでしたが、県の補助金が今年度で廃止になることから、3月16日をもって終了しました。

SBCの小根山社長からは、「楽しみにしている番組ですよ」。何回も出演いただいた武田徹さんからも、「いろいろな方から山ノ内町のことがよくわかる、元気な山ノ内町の番組だね」。

一方、SBCからは、県補助金でもあり、他は広域市町村共同で6カ月から長くても1年の期間でしたが、県やリスナーの要望もあり、山ノ内町のみ単独で異例の3年間続けていましたが、番組

終了後、何人もの方からぜひ続けてほしいとの要望がたくさん届いていることから、リスナー要望も多い人気番組であり、改めて放送時間や予算などを含め、再開を検討してみたいと思います。

中野立志館高等学校スキー部がインターハイで総合優勝され、地元山ノ内町出身者がその中心メンバーであったことは、優勝とともに大変うれしく、3月17日、来町され報告を受けました。また同日、北小2名、西小の2名の子供たちがアルペンスキージュニアオリンピックの県代表に選ばれました。選手の皆さんの検討に改めて感謝と激励を申し上げますとともに、関係者にも深く感謝申し上げます。

先ごろのソチオリンピックを初め、近年、山ノ内町出身者が出場されていなかったことから、2018年の韓国平昌大会には日本を代表し出場し、大活躍されることを今から期待しているところでございます。

第3回志賀高原スノーモンキービアライブも3月21日、22日、全国の地ビール16社とアーティストバンド11グループのご参加をいただきますが、昨年、ドキュメンタリー映画「ラーメンより大切なもの」にご協力いただきました東池袋大勝軒の山岸一雄さんにも声をかけましたところ、当初、ご本人も懐かしい思い出のふるさとへぜひ行ってみたいとのことでしたが、寒い雪の中、車椅子では皆さんにご迷惑をおかけしてはとのことで、2代目飯野店長さんが出店いただくことになりました。山岸さんからは「今回は行けないが、暖かくなったらふるさとへ伺い、思い出の地を訪ね、懐かしい親戚や同級生とも会ってみたい」との申し出をいただきました。来町を楽しみにしているところでございます。

今まで何度も申し上げてまいりましたが、新企画として6月1日、「第1回信州・志賀高原からはじまる市川海老蔵『いのちを守る森』づくりABMORI」として志賀高原ユネスコエコパークの核心エリア、志賀山、四十八池湿原・大沼池の森林セラピーロード入口の旧前山スキー場で全国や地元関係者約1,000人、1万本の植樹の実施に、実行委員会を中心に町を挙げておもてなしを大切に成功させ、次年度へとつなげてまいります。

2月27日、東京オリンピックも視野に入れて、国会議員70名余が発起人となり、歌舞伎振興議員連盟が設立され、日本の伝統芸能の歌舞伎の振興が図られることになりました。2月20日以降、エビモリにマスコミや町内外の各界の皆さんからもビッグなイベントに驚きと、さすが山ノ内町との期待の声もたくさん寄せられ、一方受け付けは4月からJTBで行われますが、既にホテルへの予約、首都圏や関西のテレビ、ラジオ、新聞等の出演や照会など多数今届いておるところで、正直驚いているところでございます。海老蔵さんはもとより、関係者、参加者にもご満足いただけるよう、連絡を密にし、心温まる対応をしております。そして、イベントが一過性のイベントで終わらせるのではなく、日本の美しさを後世に残すとともに、全国や世界に発信し、次世代につながるまちづくりイベントに育てていくべく期待するとともに、大きな責任を感じております。

なお、地元小学生のユネスコスクールや緑の少年団卒の確保とともに、町民の参加の公募、寄附者へのメリットのほか、本来、歌舞伎鑑賞者の特典であります海老蔵グッズの取り扱いも、

特例として役場での販売の了承を得ました。PR活動、募金活動の一環として対応してまいりたいと思っております。

6月には、ストックホルムで開催されるユネスコのMAB計画委員会において申請済みですが、従来の志賀高原エリアから平地全域、北志賀まで含むほぼ全町への移行エリアの拡大が承認されますので、観光や農業、小・中学生のユネスコスクールを初めとする環境教育の活用を図り、9月19日、20日、ユネスコエコパーク全国サミットを通して多くの国民に志賀高原ユネスコエコパークをPRするとともに、主旨であります「自然と人間社会の共生」を全国各地の皆様とともに推進し、観光や農業、環境教育にさらに生かしてまいります。

10月25日から26日、志賀高原ロングライドとして、志賀高原高天原を起終点として近隣の木島平村、野沢温泉村、栄村を通過する全長約120キロの自転車レースも実施する予定です。中野・飯山警察署を初め、通過する山村の了承も得ており、事故には十分配慮し、新しい試みとして成功させてまいりたいと思っております。

来年3月には、北陸新幹線金沢延伸、飯山駅開業となりますので、信越9市町村との連携を密にした広域観光の推進とともに、既存の長野電鉄線・長野駅東口からの志賀高原への直通バス、現在の志賀高原と名古屋を結ぶ直通バスの運行など、関係者と十分協議し、観光客の視点に立って活用充実を図ってまいります。

7年に一度の善光寺御開帳への取り組みとともに、地獄谷野猿公苑開業並びに平和観音開眼50周年など節目に当たることから、関係者ととも地域活性化、観光振興に十分生かしてまいります。

最後になりましたが、議員各位におかれましては健康に十分ご留意いただき、町行政に対して従前にも増してご指導を賜りますとともに、ますますのご活躍をされますことを祈念申し上げます、閉会の挨拶といたします。

ありがとうございます。

閉 会

議長（児玉信治君） これにて、平成26年第1回山ノ内町議会定例会を閉会します。

大変長い時間、ご苦労さまでした。

(閉 会) (午後 4時38分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成26年 月 日

山ノ内町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員

署 名 議 員